

おくやみハンドブック
〜ご遺族のための手続きガイド〜

大館市



ご遺族のかたへ

ご家族のかたのご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

大館市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

大館市役所 0186-49-3111 (代表)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

事前準備について

大館市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要となる場合があります。



相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。下記二次元コードを読み取り、ご活用ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、大館市役所各受付窓口へお越しください。内容によっては、比内総合支所、田代総合支所でも手続きが可能です。



おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族のかたの必要なもの

- 来庁されるかたの本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、金融機関届出印
- おくやみハンドブック
- 国民健康保険加入者全員分の資格確認書、各種認定証

（国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主が亡くなられた場合）

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

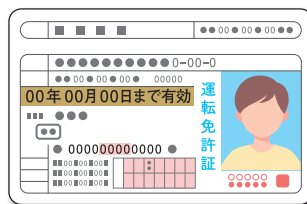
※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要となる場合があります。

亡くなられたかたの必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書または年金機構発行の振込はがき）
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
※亡くなられたかたの各種認定証（限度額適用認定証など）
※加入者が亡くなると葬祭費をお支払いします。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭費の振込先口座のわかるもの（原則、喪主の口座）
- 介護保険被保険者証
- 福祉医療費受給者証（マル福）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 市役所から交付された証書類で、ご不明な点があるもの

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、パスポート、身体障害者手帳 など
 - 2点で本人確認できる書類
健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証、各種医療受給者証、各種年金手帳、限度額適用認定証 など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



※戸籍、住民票、税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合があります。44 ページの委任状をコピーの上、記入してご利用ください。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
1.住民登録	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしているかた	P.7
	<input type="checkbox"/>	亡くなられたかたが世帯主で、同一世帯に残された15歳以上のかたが2名以上いる場合	
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、通知カードをお持ちのかた	
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードをお持ちのかた	P.8
	<input type="checkbox"/>	有効期限到来前のパスポートをお持ちのかた	
2.市営墓地・犬の登録・ともすけ共済(交通災害共済)など	<input type="checkbox"/>	市営墓地の区画をお持ちのかた	P.9
	<input type="checkbox"/>	飼い犬の登録をしているかた	
	<input type="checkbox"/>	ともすけ共済(交通災害共済)加入者で、交通事故または不慮の災害により亡くなられたかた	
	<input type="checkbox"/>	通話録音装置の貸与を受けているかた	
3.年金	<input type="checkbox"/>	国民年金、厚生年金、共済年金を受給中のかた	P.10
	<input type="checkbox"/>	年金を受給する前のかた	
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入しているかた・受給しているかた	
	<input type="checkbox"/>	恩給を受給しているかた	P.11
<input type="checkbox"/>	企業年金を受給しているかた		
4.保険	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入しているかた	P.12
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入しているかた	
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している同一世帯員がいるかた(世帯主が亡くなられた場合)	P.13

簡単に手続きを確認したい
方はコチラから



区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
4.保険	<input type="checkbox"/>	(マル福) 福祉医療費受給者証をお持ちのかた	P.13
	<input type="checkbox"/>	社会保険(国保、後期高齢者以外)のかた	
5.税金	<input type="checkbox"/>	市・県民税または国民健康保険税が課税されているかた	P.14
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕車等)を所有しているかた	
	<input type="checkbox"/>	固定資産(土地家屋等)をお持ちのかた	
	<input type="checkbox"/>	共有名義の固定資産をお持ちのかたで共有代表をされていたかた	P.15
	<input type="checkbox"/>	登記されている土地・家屋をお持ちのかた	
	<input type="checkbox"/>	未登記家屋をお持ちのかた	
	<input type="checkbox"/>	市税を口座振替で納付していたかた	
<input type="checkbox"/>	市税等の未納があるかたや納付状況を確認したいかた	P.16	
6.高齢者	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置・ふれあい安心電話の貸与があるかた	P.17
	<input type="checkbox"/>	家族介護用品支給券の交付を受けているかた	
	<input type="checkbox"/>	移送サービス利用券の交付を受けているかた	
	<input type="checkbox"/>	訪問理美容サービス利用券の交付を受けているかた	
	<input type="checkbox"/>	はり・きゅう・マッサージ施術券をお持ちのかた	P.18
7.介護	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けているかた	P.19
8.生活保護・生活困窮	<input type="checkbox"/>	生活保護を受給されているかた	P.20
	<input type="checkbox"/>	経済的に生活がお困りのかた	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
9.障がいのあるかた	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた	P.21
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちのかた	
	<input type="checkbox"/>	更生医療受給者証、育成医療受給者証をお持ちのかた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給しているかた	
	<input type="checkbox"/>	受給者証(障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援)をお持ちのかた	P.22
	<input type="checkbox"/>	タクシー利用助成券をお持ちのかた	
	<input type="checkbox"/>	自動車燃料購入助成券を受けているかた	
	<input type="checkbox"/>	(マル福)福祉医療費受給者証をお持ちのかた	
	<input type="checkbox"/>	秋田県心身障害者扶養共済制度に加入しているかた	
	<input type="checkbox"/>	NHK受信料の免除を受けているかた	
10.子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当支給対象の児童のかた	P.24
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当支給対象の児童のかた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当対象の児童のかた	
	<input type="checkbox"/>	(マル福)福祉医療費受給者証をお持ちのかた	
	<input type="checkbox"/>	就学援助を受けている児童生徒のかた	P.25
11.子どもの保護者	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している保護者のかた	P.25
	<input type="checkbox"/>	原則18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育しているかた	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給している保護者のかた	P.26
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している保護者のかた	
	<input type="checkbox"/>	秋田県内に在住する義務教育終了前の児童を養育しているかた	

簡単に手続きを確認したい
方は**コチラ**から



区分	☑	該当事項	詳細ページ
11.子どもの保護者	<input type="checkbox"/>	認可保育施設在園児の保護者のかた	P.26
	<input type="checkbox"/>	父または母が死亡し、ひとり親家庭となったかた	P.27
	<input type="checkbox"/>	就学援助を受けている児童生徒の保護者のかた	
	<input type="checkbox"/>	小中学校に在学する児童生徒がいるかた	
		<input type="checkbox"/>	大館市奨学生の保護者のかた
12.ごみ	<input type="checkbox"/>	亡くなられたかたのごみの処理(持込)をされるかた	
13.農地	<input type="checkbox"/>	農地を相続されたかた	P.29
	<input type="checkbox"/>	農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りをされているかた	
14.森林	<input type="checkbox"/>	森林を相続されたかた	P.30
	<input type="checkbox"/>	森林経営管理制度の集積計画を設定し、市に経営管理を委ねている森林を相続されたかた	
15.市管理の住宅	<input type="checkbox"/>	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族	P.31
	<input type="checkbox"/>	契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去されるかた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居の同居親族が亡くなられたかた	
16.上下水道	<input type="checkbox"/>	水道契約者本人が亡くなり、水道の使用を中止または名義変更されるかた	P.32
	<input type="checkbox"/>	下水道に接続し、井戸水を使用している世帯	P.33
	<input type="checkbox"/>	公共下水道事業受益者負担金(分担金)を納付中または猶予・減免中のかた	
17.浄化槽	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用しているかた	P.34
18.農業集落排水	<input type="checkbox"/>	農業集落排水処理施設を使用しているかた	P.35
19.空き家	<input type="checkbox"/>	空き家の所有者のかた	P.36

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録

印鑑登録をしているかた

手続き 印鑑登録証の返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの印鑑登録証 ※亡くなられた日から使用できなくなります。	いつでも
受付窓口	手続き可能な人
1階②～③窓口 市民課市民係 ☎ 0186-43-7042 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

亡くなられたかたが世帯主で、同一世帯に残された15歳以上のかたが2名以上いる場合

手続き 世帯主変更

必要なもの	期 限
死亡届出時に窓口で確認させていただきます。休日に届出された場合は、翌開庁日にご連絡ください。 ※担当課より確認のお電話をする場合があります。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階②～③窓口 市民課市民係 ☎ 0186-43-7042 比内・田代総合支所 市民生活係	同じ世帯のかた

マイナンバーカード、通知カードをお持ちのかた

手続き カードの返還 ※不要となったかた

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード 亡くなられたかたに関する手続きで、個人番号を使用することがあります。	1年を目安に保管後、不要になったら
受付窓口	手続き可能な人
1階②～③窓口 市民課市民係 ☎ 0186-43-7042 比内・田代総合支所 市民生活係	親族のかた

MEMO

2. 市営墓地・犬の登録・ともすけ共済（交通災害共済）など

市営墓地の区画をお持ちのかた

手続き 墓地使用承継申請

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 承継するかたの住民票 <input type="checkbox"/> 現使用者と承継するかたとの関係が示された戸籍	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑤窓口 市民課生活相談係 ☎ 0186-43-7044	承継するかた（代理人も可）

飼い犬の登録をしているかた

手続き 飼い主の変更

必要なもの	期 限
飼い主の変更手続きが必要です。個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑤窓口 市民課生活相談係 ☎ 0186-43-7044	新しい飼い主となるかた

ともすけ共済（交通災害共済）加入者で、交通事故または不慮の災害により亡くなられたかた

手続き 共済金の請求

必要なもの	期 限
個別の状況に応じてご案内します。	亡くなられた日から3年以内
受付窓口	手続き可能な人
1階⑤窓口 市民課生活相談係 ☎ 0186-43-7044	親族のかた

通話録音装置の貸与を受けているかた

手続き 通話録音装置の返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 録音装置本体 <input type="checkbox"/> 電源アダプター <input type="checkbox"/> 電話回線との接続ケーブル	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑤窓口 市民課生活相談係 ☎ 0186-43-7044	どなたでも可

3. 年金

国民年金、厚生年金、共済年金を受給中のかた

手続き 未支給年金請求 遺族年金請求

必要なもの	期限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの基礎年金番号がわかるもの（年金証書やはがき等） ・その他の必要なものは、日本年金機構に照会した上で、個別の状況に応じてご案内します。まずは下記の窓口でご相談ください。	亡くなられた日からおおむね14日以内（目安）
受付窓口	手続き可能な人
1階⑥窓口 保険課年金係 ☎ 0186-43-7043 比内・田代総合支所 市民生活係	—

年金を受給する前のかた

手続き 死亡一時金請求 遺族年金請求 寡婦年金請求

必要なもの	期限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書） ・その他の必要なものは、日本年金機構に照会した上で、個別の状況に応じてご案内します。まずは下記の窓口でご相談ください。	亡くなられた日からおおむね14日以内（目安）
受付窓口	手続き可能な人
1階⑥窓口 保険課年金係 ☎ 0186-43-7043 比内・田代総合支所 市民生活係	—

農業者年金に加入しているかた・受給しているかた

手続き 死亡届 未支給年金請求

必要なもの	期限
※ 下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは、受付窓口でご相談ください。 <input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの戸籍謄本または死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられたかたと未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し <input type="checkbox"/> 請求者となるかたの預貯金通帳	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
3階⑤窓口 農業委員会事務局 ☎ 0186-43-7129	親族のかた

3. 年金

恩給を受給しているかた

手続き 総務省恩給相談室へ直接お問い合わせください

必要なもの	期 限
総務省恩給相談室へ直接お問い合わせください。	—
受付窓口	手続き可能な人
総務省 恩給相談室 ☎ 03-5273-1400	—

企業年金を受給しているかた

手続き 各企業年金基金等または企業年金連合会（年金相談室）へ直接お問い合わせください

必要なもの	期 限
各企業年金基金等または企業年金連合会（年金相談室）へ直接お問い合わせください。	—
受付窓口	手続き可能な人
企業年金連合会（年金相談室） ☎ 0570-02-2666	—

MEMO

4. 保険

後期高齢者医療保険に加入しているかた

手続き

- 資格確認書、各種認定証の返還 葬祭費支給申請
 高額療養費支給申請書兼申立書の申請

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの資格確認書 (お持ちのかた) <input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの各種認定証 <input type="checkbox"/> 手続きするかたの本人確認ができるもの (マイナンバーカード等) <input type="checkbox"/> 葬祭費の振込先口座がわかるもの (原則、喪主の口座) <input type="checkbox"/> 葬儀日程や葬儀費用がわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表となるかたの振込先口座がわかるもの ※相続人代表となるかたと口座名義人が異なる場合は、委任欄の記入も必要です。	資格確認書、各種認定証の返還: すみやかに 葬祭費支給申請: 葬儀を行った翌日から2年以内 高額療養費支給申請書兼申立書: すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑦窓口 保険課医療給付係 ☎ 0186-43-7046 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

国民健康保険に加入しているかた

手続き1

- 葬祭費支給申請

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 葬儀を行ったかたの振込先口座がわかるもの (原則、喪主の口座)	葬儀を行った翌日から2年以内
受付窓口	手続き可能な人
1階⑧窓口 保険課国保係 ☎ 0186-43-7047 比内・田代総合支所 市民生活係	葬儀を行ったかた (代理人も可)

手続き2

- 資格確認書、各種認定証の返還

必要なもの	期 限
【亡くなられたかたの次のもの】 <input type="checkbox"/> 資格確認書 (お持ちのかた) <input type="checkbox"/> 各種認定証 (お持ちのかた)	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑧窓口 保険課国保係 ☎ 0186-43-7047 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

4. 保険

国民健康保険に加入している同一世帯員がいるかた（世帯主が亡くなられた場合）

手続き 資格確認書、各種認定証の返還

必要なもの	期 限
手続きは不要です。死亡届出後、3 開庁日以内に記載事項変更後の資格情報のお知らせまたは資格確認書、高齢受給者証を郵送します。	—
受付窓口	手続き可能な人
1階⑧窓口 保険課国保係 ☎ 0186-43-7047	—

（マル福）福祉医療費受給者証をお持ちのかた

手続き 受給者証の返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの福祉医療費受給者証 個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑦窓口 保険課医療給付係 ☎ 0186-43-7046 比内・田代総合支所 市民生活係	—

社会保険（国保、後期高齢者以外）のかた

手続き 協会けんぽ、共済、健康保険組合等、ご加入の健康保険へお問い合わせください

必要なもの	期 限
協会けんぽ、共済、健康保険組合等、ご加入の健康保険へお問い合わせください。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
—	—

MEMO

5. 税金

市・県民税または国民健康保険税が課税されているかた

手続き 相続人代表者指定届の提出

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続人のかたがお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） ※相続人が複数人の場合、手続きの説明までとなる場合があります。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑨窓口 税務課市民税係 ☎ 0186-43-7033	ご遺族

原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕車等）を所有しているかた

手続き 名義変更または廃車
 ※毎年4月1日現在において、軽自動車等を所有しているかたに課税されます。早めの手続きをお願いします。

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード等） ・名義変更する場合 <input type="checkbox"/> 車台番号等が確認できる資料（写真（携帯のデータ可）や石刷りなど） <input type="checkbox"/> ナンバープレート（同時に標識番号を変更したいとき） ・廃車する場合 <input type="checkbox"/> 車両を廃棄処分したことを証明するもの（領収書や受領書など） <input type="checkbox"/> ナンバープレート	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑩窓口 税務課諸税係 ☎ 0186-43-7032 比内・田代総合支所 市民生活係 軽自動車、125ccを超える二輪車は38ページ…市役所以外の手続きをご覧ください。	ご遺族

固定資産（土地家屋等）をお持ちのかた

手続き 相続人代表者指定届の提出

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続人のかたがお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） ※相続人が複数人の場合、手続きの説明までとなる場合があります。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑪窓口 税務課固定資産税係 ☎ 0186-43-7034	ご遺族

5. 税金

共有名義の固定資産をお持ちのかたで共有代表をされていたかた

手続き 共有代表者の変更

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード等） ※手続きの説明までとなる場合があります。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階①窓口 税務課固定資産税係 ☎0186-43-7034	①共有者のかた ②共有者の相続人のかた (①②ともに代理人も可)

登記されている土地・家屋をお持ちのかた

手続き 土地・家屋等移転登記

必要なもの	期 限
38ページ…不動産登記関係をご覧ください。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
秋田地方法務局大館支局 ☎0186-42-6514 音声案内「2」	ご遺族

未登記家屋をお持ちのかた

手続き 未登記家屋の名義変更

必要なもの	期 限
・ 登記をされていない家屋（未登記家屋）の所有権移転を希望されるかたは「家屋所有者名義変更届」にて申請していただきます。 <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード等）	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階①窓口 税務課固定資産税係 ☎0186-43-7034	ご遺族

MEMO

市税を口座振替で納付していたかた

手続き 解約または口座変更

必要なもの	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられたかた名義の口座から税金が引き落としされていた場合は、解約または口座変更の手続きが必要です。まずは、下記の窓口へお問い合わせください。 窓口では、キャッシュカードと暗証番号入力で口座変更の手続きができます。(対応金融機関要確認) 	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑫窓口 収納課総務係 ☎ 0186-43-7035	親族のかた

市税等の未納があるかたや納付状況を確認したいかた

手続き 市税等の納付または納付相談・納付状況の確認

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの市税に関する書類(納税通知書、納付書、督促状、催告書、差押通知書等滞納処分に関する書類) ※上記書類がない場合でも納付・相談ができます。まずは、下記の窓口へお問い合わせください。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑫窓口 収納課収納係 ☎ 0186-43-7036	親族のかた

MEMO

6. 高齢者

緊急通報装置・ふれあい安心電話の貸与があるかた

手続き 緊急通報装置・ふれあい安心電話の撤去・返還

必要なもの	期 限
下記に連絡し、手続きを行ってください。	おおむね1か月以内
受付窓口	手続き可能な人
2階①窓口 長寿課高齢者福祉係 ☎ 0186-43-7056	どなたでも可

家族介護用品支給券の交付を受けているかた

手続き 家族介護用品支給券の返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの家族介護用品支給券 使用できなくなります。返還をお願いします。	おおむね1か月以内
受付窓口	手続き可能な人
2階①窓口 長寿課高齢者福祉係 ☎ 0186-43-7056	どなたでも可

移送サービス利用券の交付を受けているかた

手続き 移送サービス利用券の返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの移送サービス利用券 使用できなくなります。返還をお願いします。	おおむね1か月以内
受付窓口	手続き可能な人
2階①窓口 長寿課高齢者福祉係 ☎ 0186-43-7056	どなたでも可

訪問理美容サービス利用券の交付を受けているかた

手続き 訪問理美容サービス利用券の返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの訪問理美容サービス利用券 使用できなくなります。返還をお願いします。	おおむね1か月以内
受付窓口	手続き可能な人
2階①窓口 長寿課高齢者福祉係 ☎ 0186-43-7056	どなたでも可

はり・きゅう・マッサージ施術券をお持ちのかた

手続き

はり・きゅう・マッサージ施術券の返還

必要なもの	期限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたのはり・きゅう・マッサージ施術券 使用できなくなります。返還をお願いします。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑦窓口 保険課医療給付係 ☎ 0186-43-7046	どなたでも可

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

7. 介護

65歳以上または介護認定を受けているかた

手続き1 介護保険被保険者証の返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの介護保険被保険者証（緑） <input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの介護保険負担割合証（黄）（該当のかた） <input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの介護保険負担限度額認定証（白）（該当のかた）	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階②窓口 長寿課介護保険係 ☎ 0186-43-7055 1階②～③窓口 市民課市民係 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

手続き2 相続人代表指定届の提出

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 相続人代表となるかたの振込先口座がわかるもの（預貯金通帳等）	通知が届いてからすみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階②窓口 長寿課介護保険係 ☎ 0186-43-7055	相続人代表となるかた

手続き3 要介護・要支援認定申請取下書（該当のかた）

必要なもの	期 限
下記に連絡し、手続きを行ってください。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階②窓口 長寿課介護保険係 ☎ 0186-43-7055	家族または ケアマネジャー

MEMO

8. 生活保護・生活困窮

生活保護を受給されているかた

手続き

- 世帯状況変動届
- 生活保護変更・廃止手続き

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 死亡診断書（死体検案書）の写し <input type="checkbox"/> 緊急時医療依頼証	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階④窓口 福祉課保護係 ☎ 0186-43-7051	ご遺族のかた

経済的に生活がお困りのかた

手続き

- 相談

必要なもの	期 限
経済的に生活がお困りのかたは、下記にご相談ください。	いつでも
受付窓口	手続き可能な人
2階④窓口 福祉課福祉相談係 ☎ 0186-43-7017	どなたでも可

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

9. 障がいのあるかた

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

手続き 手帳返還届

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの手帳	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑤窓口 福祉課障害福祉係 ☎ 0186-43-7052 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちのかた

手続き 受給者証返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの自立支援医療受給者証（精神通院）	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑤窓口 福祉課障害福祉係 ☎ 0186-43-7052 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

更生医療受給者証、育成医療受給者証をお持ちのかた

手続き 受給者証返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの更生医療費受給者証、 または育成医療受給者証	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑤窓口 福祉課障害福祉係 ☎ 0186-43-7052 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

特別障害者手当、障害児福祉手当を受給しているかた

手続き 資格喪失届

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 相続されるかたの振込先口座がわかるもの（預貯金通帳）、印鑑	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑤窓口 福祉課障害福祉係 ☎ 0186-43-7052	相続されるかた

受給者証（障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援）をお持ちのかた

手続き 受給者証返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの受給者証（水色）	いつでも
受付窓口	手続き可能な人
2階⑤窓口 福祉課障害福祉係 ☎ 0186-43-7052 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

タクシー利用助成券をお持ちのかた

手続き タクシー利用助成券返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたのタクシー利用助成券	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑤窓口 福祉課障害福祉係 ☎ 0186-43-7052 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

自動車燃料購入助成券を受けているかた

手続き 自動車燃料購入助成券返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの自動車燃料購入助成券	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑤窓口 福祉課障害福祉係 ☎ 0186-43-7052	親族のかた

（マル福）福祉医療費受給者証をお持ちのかた

手続き 受給者証の返還

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの福祉医療費受給者証	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑦窓口 保険課医療給付係 ☎ 0186-43-7046 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

9. 障がいのあるかた

秋田県心身障害者扶養共済制度に加入しているかた

- 手続き
- 年金給付請求 ※保護者のかたが亡くなられたとき
 - 弔慰金請求 ※障がいのあるかたご本人が亡くなられたとき
 - 死亡届 ※扶養共済年金受給者が亡くなられたとき

必要なもの

北秋田地域振興局大館福祉環境部へお問い合わせください。
☎ 0186-52-3955

期 限

すみやかに

受付窓口

—

手続き可能な人

—

NHK受信料の免除を受けているかた

- 手続き
- NHK受信料の名義変更、解約

必要なもの

NHKに連絡し、手続きを行ってください。
フリーダイヤル 0120-151515

期 限

すみやかに

受付窓口

—

手続き可能な人

—

有料道路障害者割引を受けているかた (ETC利用者のみ)

- 手続き
- 障害者割引の登録削除依頼

必要なもの

有料道路ETC割引登録係に連絡してください。
☎ 045-477-1233

期 限

すみやかに

受付窓口

—

手続き可能な人

—

MEMO

10. 子ども

児童手当支給対象の児童のかた

手続き 受給事由消滅または額改定(減額)

必要なもの	期 限
個別の状況に応じてご案内します。 ※受給者が公務員の場合は職場へお問い合わせください。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑧窓口 子ども課児童相談係 ☎0186-43-7054	受給者のかた

児童扶養手当支給対象の児童のかた

手続き 資格喪失または額改定(減額)

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 資格喪失の場合は児童扶養手当証書	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑧窓口 子ども課児童相談係 ☎0186-43-7054	受給者のかた

特別児童扶養手当対象の児童のかた

手続き 資格喪失または額改定(減額)

必要なもの	期 限
個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑧窓口 子ども課児童相談係 ☎0186-43-7054	受給者のかた

(マル福) 福祉医療費受給者証をお持ちのかた

手続き 受給者証の返還 ※児童が亡くなられたとき

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられたかたの福祉医療費受給者証	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑦窓口 保険課医療給付係 ☎0186-43-7046 比内・田代総合支所 市民生活係	どなたでも可

10. 子ども

就学援助を受けている児童生徒のかた

手続き 就学援助変更申請

必要なもの	期 限
個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
田代総合支所 2階 教育委員会 学校教育課学事係 ☎ 0186-43-7112	保護者

MEMO

11. 子どもの保護者

児童手当を受給している保護者のかた

手続き 受給事由消滅 未支払請求 認定請求

必要なもの	期 限
個別の状況に応じてご案内します。	15日以内
受付窓口	手続き可能な人
2階⑧窓口 子ども課児童相談係 ☎ 0186-43-7054	児童の養育者

原則18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育しているかた

手続き 児童扶養手当

必要なもの	期 限
<ul style="list-style-type: none">父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。個別の状況に応じてご案内します。	亡くなられた月の月末まで
受付窓口	手続き可能な人
2階⑧窓口 子ども課児童相談係 ☎ 0186-43-7054	児童の養育者

11. 子どもの保護者

児童扶養手当を受給している保護者のかた

手続き 死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求

必要なもの	期 限
個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑧窓口 子ども課児童相談係 ☎ 0186-43-7054	児童の養育者

特別児童扶養手当を受給している保護者のかた

手続き 世帯員の変更 振込口座の変更

必要なもの	期 限
個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑧窓口 子ども課児童相談係 ☎ 0186-43-7054	児童の養育者

秋田県内に在住する義務教育終了前の児童を養育しているかた

手続き 秋田県災害遺児愛護基金事業給付金

必要なもの	期 限
交通・労働・自然災害によって父または母を失った児童に対して、見舞金、激励金、入学祝金及び卒業祝金をお渡ししています。	いつでも
受付窓口	手続き可能な人
2階⑧窓口 子ども課児童相談係 ☎ 0186-43-7054	児童の養育者

認可保育施設在園児の保護者のかた

手続き 支給認定申請

必要なもの	期 限
個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
2階⑨窓口 子ども課子育て支援係 ☎ 0186-43-7053 在園中の保育施設でも可能	園児の養育者

11. 子どもの保護者

父または母が死亡し、ひとり親家庭となったかた

手続き ひとり親家庭の児童にかかる医療費助成(マル福)の申請

必要なもの	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の児童に対する医療費の助成を受けることができます。 <input type="checkbox"/> 児童及び保護者の資格確認書等 <input type="checkbox"/> 認印 ※ 資格確認書等：資格確認書、資格情報のお知らせ ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童が対象です。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
1階⑦窓口 保険課医療給付係 ☎ 0186-43-7046 比内・田代総合支所 市民生活係	保護者

就学援助を受けている児童生徒の保護者のかた

手続き 就学援助変更申請

必要なもの	期 限
個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
田代総合支所2階 教育委員会 学校教育課学事係 ☎ 0186-43-7112	保護者

小中学校に在学する児童生徒がいるかた

手続き 就学援助申請

必要なもの	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を市が援助する制度です。 個別の状況に応じてご案内します。 	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
田代総合支所2階 教育委員会 学校教育課学事係 ☎ 0186-43-7112	保護者

MEMO

大館市奨学生の保護者のかた


手続き 死亡届(大館市奨学金) 返還免除申請

必要なもの	期 限
個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
田代総合支所 2階 教育委員会 学校教育課学事係 ☎ 0186-43-7112	連帯保証人

12. ごみ

亡くなられたかたのごみの処理(持込)をされるかた

手続き 大館市衛生処理施設に関する条例施行規則第3条第1号の規定による届出

必要なもの	期 限
<p>①大館市粗大ごみ処理場へ持ち込む場合</p> <p><input type="checkbox"/> 大館市粗大ごみ処理場廃棄物搬入届出書 ごみを持ち込む際、必要事項を記入の上粗大ごみ処理場へ提出してください。なお、届出書は環境課及び粗大ごみ処理場受付に備えておいております。また、市のHPからもダウンロードできます。</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証</p> <p><input type="checkbox"/> ごみを持ち込むかたの本人確認のため、粗大ごみ処理場にて提示いただきます。</p> <p>②大館クリーンセンターへ持ち込む場合</p> <p><input type="checkbox"/> 特に必要なものはありません。</p> <p>上記2施設へご遺族のかた以外がごみを搬入する場合は、ごみ収集運搬許可業者に依頼してください。</p> <p>ごみを各施設に持ち込む際の料金、ごみの種類及びごみ収集運搬許可業者については「家庭ごみの正しい分別表」をご覧ください。</p> <p> ←「家庭ごみの正しい分別表」をこちらの二次元コードから確認できます。</p> <p>その他ご不明な点は担当課までお知らせください。</p>	いつでも(施設休業日を除く)
受付窓口	手続き可能な人
2階⑩窓口 環境課環境保全係 ☎ 0186-43-7048	ご遺族のかた

13. 農地

農地を相続されたかた

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 相続した農地の明細（登記完了証または全部事項証明書）	相続登記後すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
3階⑤窓口 農業委員会事務局 ☎ 0186-43-7129	相続されるかた

農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りをされているかた

手続き 農地の「出し手」「受け手」の名義変更

必要なもの	期 限
出し手（貸しているかた） 相続人の <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 身分証明書（マイナンバーカードなど） <input type="checkbox"/> 登記事項全部事項証明書、または登記完了証及び登記識別情報通知の写し <input type="checkbox"/> 共有地の場合は、共有者の印鑑証明書 ※同意書に署名のうえ実印を押していただきます。	相続登記後すみやかに
受け手（借りているかた） 相続人の <input type="checkbox"/> 通帳（農業協同組合に限る） <input type="checkbox"/> 印鑑（通帳の届出印） <input type="checkbox"/> 身分証明書（マイナンバーカードなど） ※上記以外の処理が必要な場合がありますので、事前にご連絡ください。	
受付窓口	手続き可能な人
3階⑤窓口 農業委員会事務局 ☎ 0186-43-7129	相続されるかた

MEMO

14. 森林

森林を相続されたかた

手続き 森林の土地の所有者届出書

必要なもの	期 限
(法務局で登記変更手続きが終わったかた) <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
三ノ丸庁舎 2階 林政課森林整備係 ☎ 0186-43-7147	—

森林経営管理制度の集積計画を設定し、市に経営管理を委ねている森林を相続されたかた

手続き 集積計画内容の変更手続き

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類 <input type="checkbox"/> 相続されたかたの印鑑(認印) <input type="checkbox"/> 相続されたかたの振込先口座がわかるもの	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
三ノ丸庁舎 2階 林政課森林整備係 ☎ 0186-43-7147	相続されるかた

MEMO

15. 市管理の住宅

契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族

手続き 市営住宅入居承継承認

必要なもの	期 限
承継手続きが必要です。個別の状況に応じてご案内します。	1か月以内
受付窓口	手続き可能な人
比内総合支所 1階 建築住宅課住宅管理係 ☎ 0186-43-7145	同居親族のかた

契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去されるかた

手続き 市営住宅返還

必要なもの	期 限
退去立会が必要です。個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
比内総合支所 1階 建築住宅課住宅管理係 ☎ 0186-43-7145	相続されるかた

市営住宅に入居の同居親族が亡くなられたかた

手続き 市営住宅同居者異動届出

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 市営住宅同居者異動届出書 <input type="checkbox"/> 市営住宅入居者緊急時の連絡先(独居になる場合)	10日以内
受付窓口	手続き可能な人
比内総合支所 1階 建築住宅課住宅管理係 ☎ 0186-43-7145	住宅の契約者のかた

MEMO

16. 上下水道

水道契約者本人が亡くなり、水道の使用を中止または名義変更されるかた

手続き1 水道の使用を中止する場合

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 納入通知書または上下水道使用量のお知らせ 個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
比内総合支所 2階 水道課料金係 ☎ 0186-42-4117 本庁舎 1階⑤窓口 市民課生活相談係 田代総合支所 市民生活係	—

手続き2 使用者の名義変更

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 納入通知書または上下水道使用量のお知らせ 個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
比内総合支所 2階 水道課料金係 ☎ 0186-42-4117 本庁舎 1階⑤窓口 市民課生活相談係 田代総合支所 市民生活係	—

手続き3 振替口座の変更が必要な場合

必要なもの	期 限
【口座の振替を依頼する金融機関で行ってください】 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書(変更)の提出 <input type="checkbox"/> 振替口座がわかるもの(預貯金通帳等) <input type="checkbox"/> 口座名義人の印鑑(金融機関届出印) <input type="checkbox"/> 納入通知書または上下水道使用量のお知らせ ご不明な場合は、電話でお問い合わせください。	すみやかに
問い合わせ窓口	手続き可能な人
比内総合支所 2階 水道課料金係 ☎ 0186-42-4117	—

MEMO

16. 上下水道

下水道に接続し、井戸水を使用している世帯

手続き 使用者の名義変更または使用休止の届出

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 公共下水道使用変更届出書	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
比内総合支所 2階 水道課料金係 ☎ 0186-42-4117 本庁舎 1階⑤窓口 市民課生活相談係 田代総合支所 市民生活係	—

公共下水道事業受益者負担金（分担金）を納付中または猶予・減免中のかた

手続き 1 受益者の変更（必ず手続きが必要です）

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 受益者変更届出書 個別の状況に応じてご案内します。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
比内総合支所 2階 下水道課負担金係 ☎ 0186-43-7086	相続されるかた

手続き 2 振替口座の変更が必要な場合

必要なもの	期 限
【口座の振替を依頼する金融機関で行ってください】 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書（変更）の提出 <input type="checkbox"/> 振替口座がわかるもの（預貯金通帳等） <input type="checkbox"/> 口座名義人の印鑑（金融機関届出印） <input type="checkbox"/> 下水道事業受益者負担金（分担金）決定通知書または納付通知書 ご不明な場合はお電話でお問い合わせください。	すみやかに
問い合わせ窓口	手続き可能な人
比内総合支所 2階 下水道課負担金係 ☎ 0186-43-7086	相続されるかた

MEMO

17. 浄化槽

浄化槽を使用しているかた

手続き1 管理者・世帯人数の変更または使用休止の届出

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 管理者変更届の提出 <input type="checkbox"/> 使用人数変更届の提出（戸別浄化槽のみ必要） <input type="checkbox"/> 使用休止届の提出 ご不明な場合はお電話でお問い合わせください。	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
比内総合支所2階 下水道課生活排水係 ☎ 0186-43-7089	親族のかた

手続き2 振替口座の変更が必要な場合

必要なもの	期 限
【口座振替を依頼する金融機関で行ってください】 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書（変更）の届出 <input type="checkbox"/> 振替口座がわかるもの（預貯金通帳等） <input type="checkbox"/> 口座名義人の印鑑（金融機関届出印） <input type="checkbox"/> 納入通知書または上下水道使用量のお知らせ ご不明な場合はお電話でお問い合わせください。	すみやかに
問い合わせ窓口	手続き可能な人
比内総合支所2階 水道課料金係 ☎ 0186-42-4117	—

MEMO

18. 農業集落排水

農業集落排水処理施設を使用しているかた

手続き1 使用者・世帯人数の変更または使用休止の届出

必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 使用者変更届、休止届の提出	すみやかに
受付窓口	手続き可能な人
比内総合支所2階 水道課料金係 ☎ 0186-42-4117 本庁舎1階⑤窓口 市民課生活相談係 田代総合支所 市民生活係	—

手続き2 振替口座の変更が必要な場合

必要なもの	期 限
【振替口座の変更を各金融機関で行ってください】 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書(変更)の届出 <input type="checkbox"/> 振替口座がわかるもの(預貯金通帳等) <input type="checkbox"/> 口座名義人の印鑑(金融機関届出印) <input type="checkbox"/> 納入通知書または上下水道使用量のお知らせ ご不明な場合はお電話でお問い合わせください。	すみやかに
問い合わせ窓口	手続き可能な人
比内総合支所2階 水道課料金係 ☎ 0186-42-4117	—

MEMO

19. 空き家

空き家となる場合は、適正管理や利活用をお願いします

- 空き家の管理状況について、近隣のかたなどから市へ相談があった場合や災害で空き家が被災された場合に、空き家を相続または管理しているかたへ用件をお知らせするため、緊急の連絡先を届け出ていただいています。
特に、遠方に住んでいるかたや近所のかたへ連絡先を伝えていないかたなど、空き家の管理に不安や心配のあるかたは、電話で届け出をお願いします。届け出は 危機管理課 ☎0186-43-7100
- 空き家の売却や賃貸で活用する考えがある場合は、「空き家バンク制度」を利用することもできます。詳しくは交流推進課へお問い合わせください。
- 「NPO法人 あき活ラボ（大館市空家等管理活用支援法人）」では、空き家の賃貸・譲渡・解体・利活用・リフォームなど、空き家のよろず相談を行っています。ぜひご相談ください。

お問い合わせ先

4階③窓口
危機管理課
☎0186-43-7100

3階②窓口
交流推進課
☎0186-43-7149
空き家バンク窓口

〒017-0893
大館市字桂城29
NPO法人 あき活ラボ
☎0186-42-1156

あき活ラボ

検索

空き家として放置すると、思わぬ責任を問われる可能性があります！



空き家からの落下物等が原因で通行人等に被害があった場合、所有者や相続人などに損害賠償請求される危険があります！

まずは空き家が危険でないか状態を確認しましょう。また、今後使う予定がない場合は、売却や解体など、早めの処分を検討しましょう。

外壁材等の落下により、11歳の男児(小学校6年生)が死亡した場合を想定した試算

損害区分		損害額
人身損害	死亡逸失利益	3,400万円
	慰謝料	2,100万円
	葬儀費用	130万円
	合計	5,630万円



公益財団法人 日本住宅総合センターによる試算

木の枝が道路にはみ出したり、屋根からの落雪で道路を塞ぐなどし、通行に支障を及ぼしたり、ハチやアメシロなどの害虫発生、小動物の住みつきなどにより近隣の方々に迷惑をかけることになります。

市役所以外での主な手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

- 手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明書等）があるため、**先に各契約会社等に詳しくお問い合わせ**いただいでから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。
- 戸籍、住民票、印鑑証明書等**：市役所市民課、比内・田代総合支所、各出張所、または市民サービスセンターで取得できます。
※窓口での印鑑証明書の交付には、必ず『印鑑登録証』の提示が必要です。
- 資産証明書**：市役所税務課、比内・田代総合支所、各出張所、市民サービスセンターで取得できます。

<input checked="" type="checkbox"/>	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
<input type="checkbox"/>	預貯金口座等	<input type="checkbox"/> 口座凍結解除手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 亡くなられたかたの出生～死亡までの戸籍謄本 ● 相続人の戸籍謄本 ● 相続人の印鑑証明等 ※金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等
<input type="checkbox"/>	生命保険、損害保険等	<input type="checkbox"/> 死亡保険金の請求 <input type="checkbox"/> 入院給付金の請求等 <input type="checkbox"/> 名義変更・解約等	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険金請求書 ● 保険証券 ● 戸籍謄本 ● 死亡診断書等 ● 亡くなられたかたの死亡の記載のある戸籍 ● 相続人との関係がわかる戸籍謄本等 ※保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた生命保険会社、損害保険会社または代理店
<input type="checkbox"/>	株式等	<input type="checkbox"/> 名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 亡くなられたかたの出生～死亡までの戸籍謄本 ● 相続人の戸籍謄本 ● 相続人の印鑑証明等 ※証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等

☑	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
☐		☐ 自動車税	税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください。	県税事務所北秋田支所 所在地：大館市片山町三丁目14番5号 大館地区総合庁舎 ☎0186-49-2211
☐	普通自動車	☐ 名義変更等	普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	東北運輸局秋田運輸支局 所在地：秋田市泉字登木74番地3 ☎050-5540-2012 <自動音声ガイダンス>
☐	軽自動車 三輪、軽四輪 及び二輪車 (125ccを超える)	☐ 名義変更等	右記へお問い合わせください。 ※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【三輪、軽四輪】 大館北秋田自動車協会 所在地：大館市字観音堂401番地 ☎0186-43-2281 【二輪、小型二輪】 東北運輸局秋田運輸支局 所在地：秋田市泉字登木74番地3 ☎050-5540-2012 <自動音声ガイダンス>
☐	国税関係	☐ 相続税 手続き ☐ 所得税・ 消費税申告 手続き	右記へお問い合わせください。	大館税務署 所在地：大館市赤館町2番16号 ☎代表 0186-42-0671 <自動音声ガイダンス>
☐	不動産登記関係	☐ 土地・家屋等 移転登記	右記へお問い合わせください。 ※ 令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。	秋田地方法務局大館支局 所在地：大館市柄沢字狐台7番地73 ☎0186-42-6514 音声案内「2」
☐	運転免許証	☐ 更新のお知らせハガキ 停止手続き	● 亡くなられたかたの運転免許証 ● 死亡診断書または死体検案書の写し	大館警察署 所在地：大館市根下戸新町1番70号 ☎0186-42-4111

市役所以外での主な手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
<input type="checkbox"/>	国債 (戦没者弔慰金)	<input type="checkbox"/> 記名変更 <input type="checkbox"/> 償還金受領	<ul style="list-style-type: none"> ● 国債(または証券保管証書) ● 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ● 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ● 印鑑 	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
<input type="checkbox"/>	特定医療費 (指定難病)	<input type="checkbox"/> 受給者証の返還	右記に連絡し、手続きを行ってください。	北秋田地域振興局大館福祉環境部(大館保健所) 所在地:大館市十二所字平内新田237番地1 ☎0186-52-3952
<input type="checkbox"/>	遺言書	<input type="checkbox"/> 遺言書検認	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺言書原本 ● 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本等 ● 相続人全員の戸籍謄本(詳しくは家庭裁判所に照会してください。) 	秋田家庭裁判所大館支部 所在地:大館市字中城15番地 ☎代表 0186-42-0071 ※ 申立ては、遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所にする。
<input type="checkbox"/>	相続放棄	<input type="checkbox"/> 相続放棄の申述	<ul style="list-style-type: none"> ● 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本等 ● 被相続人の住民票除票または戸籍附票 ● 申述人(放棄するかた)の戸籍謄本(詳しくは家庭裁判所に照会してください。) 	秋田家庭裁判所大館支部 所在地:大館市字中城15番地 ☎代表 0186-42-0071 ※ 申述は、相続の開始があった事を知ったときから3か月以内に、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所にする。
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT東日本)	<input type="checkbox"/> 契約承継・解約	NTT東日本の場合(まずは、右記へ連絡してください) <ul style="list-style-type: none"> ● 契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ● 契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し 	(NTT東日本の場合) 局番なし116 携帯からは 0120-116000
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT東日本以外)	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

<input checked="" type="checkbox"/>	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
<input type="checkbox"/>	携帯電話	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
<input type="checkbox"/>	インターネット	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約		各契約会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	フリーダイヤル ☎0120-151515
<input type="checkbox"/>	電気・ガス料金等	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
<input type="checkbox"/>	外国籍のかた	<input type="checkbox"/> 国籍国への手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	在日大使館、領事館
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書、在留カードの返納		仙台出入国管理局 ☎022-256-6073
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	<input type="checkbox"/> 解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約		各契約会社
<input type="checkbox"/>	し尿汲みとり・浄化槽維持管理	<input type="checkbox"/> 契約承継・解約		【大館地区】 (株)タイセイ ☎0186-42-5550 大館広域清掃(株) ☎0186-49-0456 【比内地区】 (有)比内衛生社 ☎0186-55-2047 【田代地区】 (株)秋北清掃センター ☎0186-54-2254

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。最寄りの役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とご相談ください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「資産証明書」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

あなたの手続きを応援します！

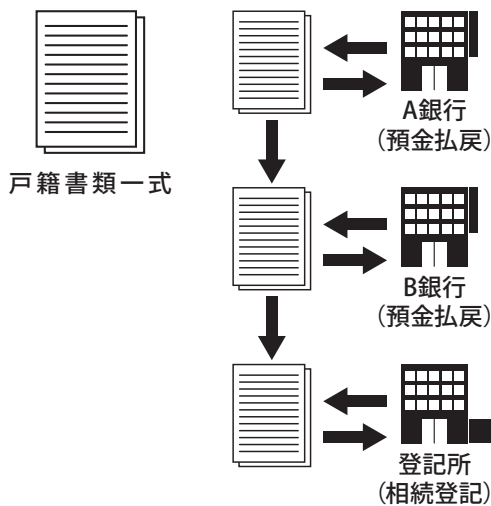
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

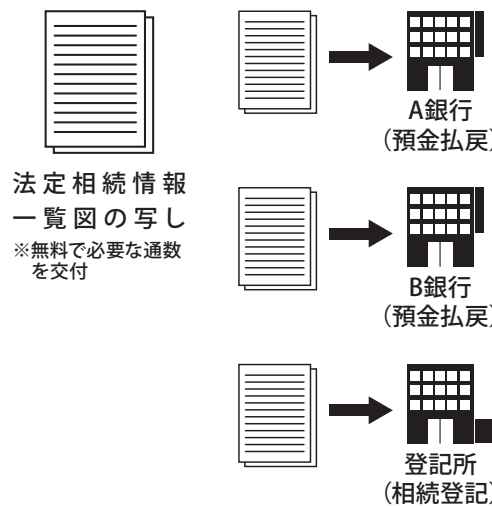
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

※コピーして使用してください。
※年金に関する手続き、印鑑登録には
使用できません

委任状

代理人

年 月 日

住所

方書(アパート名等)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

委任者

住所

方書(アパート名等)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

—

—

(宛先)大館市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

お問い合わせ

○ 戸籍（除籍） 謄本・住民票について

市民課 ☎ 0186-43-7042

○ 税に関する証明書について

税務課 ☎ 0186-43-7032

○ 年金手続きについて

保険課 ☎ 0186-43-7043

鷹巣年金事務所 ☎ 0186-62-1490

[音声案内 \[5 \]](#)

所在地ほか

大館市役所	〒017-8555 大館市字中城20番地 ☎ 代表 0186-49-3111
比内総合支所	〒018-5792 大館市比内町扇田字新大堤下93番地6 ☎ 代表 0186-43-7093 市民生活係 ☎ 0186-43-7094
田代総合支所	〒018-3595 大館市早口字上野43番地1 ☎ 代表 0186-43-7099
三ノ丸庁舎	〒017-0897 大館市字三ノ丸13番地19
出張所 市民サービスセンター	釈迦内・長木・上川沿・下川沿・真中・二井田・十二所・花岡・矢立の各出張所及び市民サービスセンターでは、各種証明書の取得が可能です。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



発 行	大館市役所
編集/制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2026年4月